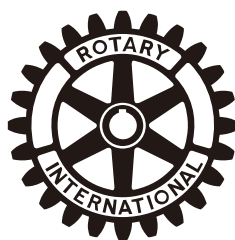


IV. クラブ定款・クラブ細則

(2022年7月1日 改訂)

(2023年7月10日 改訂)



広島東南ロータリークラブ定款（国際ロータリー標準定款）

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブ理事会の理事
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、**広島東南ロータリークラブ**とする。（国際ロータリー加盟会員）

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a)「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：

広島市内の内、本安川以東－南大橋から紙屋町交差点に向け南北に走る道路、紙屋町－猿猴橋間の電車通以南－猿候川以西

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行

動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。

(b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 理事会の会合。 理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 一般的資格条件。 本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。 本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 正会員。 RI定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 衛星クラブの会員。 本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 二重会員の禁止。 いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 名誉会員。 本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

(a) 会費の納入を免除される

(b) 投票権を持たない

(c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。

(d) 職業分類を持たないものとする。

(e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 例外。 細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 一般規定。 各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。

職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 多様なクラブ会員基盤。 本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 一般規定。 各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

(a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する

(b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する

- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
- (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節—遠方での勤務中の長期の欠席。 会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節—その他のロータリー活動による欠席。 欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節—RI役員の欠席。 会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節—出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節—出席の記録。 本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に

使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節—例外。 細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節—管理主体。 本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節—権限。 理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節—理事会による最終決定。 クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節—役員。 クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節—役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節—本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、

目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節一委員会。 本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節一期間。 会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節一自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節一終結一会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節一終結一欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節—終結—その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節—会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節—理事会による最終決定。 もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節—退会。 会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節—資産関与権の喪失。 いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節—一時保留。 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会

が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節—適切な主題。 地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節—支持の禁止。 本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節—政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節—ロータリーの発祥を記念して。 ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節—購読義務。 本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節—購読料。 購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節—意見の相反。 現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節—調停または仲裁の期限。 要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節—調停。 調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
 - (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
 - (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。
- ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。
- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
 - (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節—仲裁。 仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節—仲裁人または裁定人の決定。 仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節—改正の方法。 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節—第2条と第4条の改正。 第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

広島東南ロータリークラブ細則

第1条 理事および役員の選挙

第1節 理事役員の選挙

年次総会の1ヶ月前までに、その議長たるクラブ会長は当クラブの指名委員会に対して、会長（次次年度）、1名ないし2名の副会長、幹事、会計、S.A.A.の理事を指名することを求めなければならない。指名された役職者は年次総会において採決され、出席者の過半数の賛成を得て選出される。選出された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。

会長ノミニーは、この選挙の後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、理事会のメンバーを務めた後、その年度の直後の7月1日に会長に就任する。

第2節 指名委員会

前節に定めた指名委員会は、当クラブの直前会長及び元会長をもって構成し、委員の互選によって委員長を定め、役職者の指名は委員会の定める方法により公正に行われなければならない。

委員長決定までの委員会の世話人は直前会長がつとめる。

第3節 理事会の構成

選挙された役職者に直前会長を加えて理事会を構成し、本クラブ定款第13条第1節及び第2節に定められた本クラブの管理主体としての権限を持つ。

第4節 理事役員の欠員補填

理事またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第5節 理事役員エレクトの欠員補填

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事役員会

理事会において選任した2名の副幹事の出席を認めこれを理事役員会と称す。

注記：選挙された役員で理事会構成員…会長、会長エレクト（ノミニー）、副会長、幹事及び直前会長、選挙された理事（委員会委員長を務める）、会計、S.A.A.理事会で選任された2名の副幹事<以上の13名ないし14名で理事役員会を構成>

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト（ノミニー）

会長エレクト（ノミニー）は理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は、会長の任務を代行する。その他通常その職に付随する任務を行う。また副会長は原則として会員増強委員会及びクラブ管理運営委員会の委員長を務める。

第4節 幹事

幹事は本クラブの執行部門の代表として実務上の権限と責任を持ち、クラブの組織、予算の管理、入退会を含む会員の管理、各種日程の管理、各種の報告、事務局の管理など実務事項のすべてについて調整処理に当たるものとし、会計、S.A.A.、副幹事の助力を受けて具体的には以下の任務を行う。

- 例会の内容と進行の管理。
 - 会員記録の整理保管。(事)
 - あらゆる会合の設営、召集通知の発送(事)、出席記録(事)、議事録の作成と保管。
 - RIに対する会員半期報告(1月1日、7月1日)、四半期報告(10月1日、4月1日)、出席報告(毎月最終例会直後)を含むあらゆる報告と連絡。(事)
 - RIに対する負担金および雑誌購読料などの送付。(事)
 - ガバナーに対するクラブ例会の月次出席報告を含む各種の報告。(事)
 - ガバナーに対する地区で定められた負担金などの送付。(事)
 - 会員証、メークアップ・カードなど証明の発行。
 - 会長、各役員、理事会、部門、委員会、委員との連絡調整。
 - 理事会の意向を受けて会計と共に予算書および決算書の作成と資金の管理。
- 注記：(事)とある業務は事務局が行うがその管理は幹事が行う。

第5節 直前会長

直前会長は、理事会の構成員として、前年度からのクラブの継続性についての調整の役目を持って理事会の運営に協力する。またクラブの会長に事故ある場合、補填が確定する間クラブ会長の任務を行う。

第6節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行う。その職を去るに当たってはその保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者に引き継がなければならない。

第7節 S.A.A.(会場監督)

S.A.A.は例会場の管理について最高の権限を持ち、理事会の定めにより概ね以下の任務を行う。

- 例会の進行に協力し、卓話の時間励行を確保する。
- 例会場への入場や退場の許可。例会場の開門、閉門。
- 早退、遅刻の承認や拒否。
- 私語や立ち歩きなど、例会場の秩序を乱す行為に対する警告と退場命令。
- 例会場の設営、テーブルの配置、座席の指定(親睦活動委員会と共に)など。
- 食事の献立、業者の選定等食事の手配。
- ニコニコ箱の管理とその募金状況の報告。

以上の任務を行うため、若干名(リーダー・副リーダー含む)のS.A.A.支援担当者を置く。

第8節 副幹事

副幹事は、幹事の職務に関わる事項を全般的に補佐するとともに、特に次の任務を行う。

- 例会の記録および資料の作成。
- 理事役員会における資料および議事録の作成。
- 例会の司会進行。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月第2例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は月曜日12:30~13:30に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。

ない。

クラブ定款第10条第1節(d)の(1)から(7)の方法で欠席をメイクアップする場合、例会の前後14日間（例会の定例の時の前14日または後14日以内に）で行わなければならない。

第3節 定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 理事役員会の開催

定例理事役員会は毎月第1例会終了後に開催されるものとする。臨時理事役員会は会長が必要ありと認めたとき、または理事2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。

但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

理事役員会の議事録はその会合後30日以内に全会員に公表する。

第5節 理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 会費及び例会費

第1節 会費

会費は、年額90,000円とし、これに国際ロータリーと地区の人頭負担金及び雑誌購読料を足したものを毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

ただし半期に満たない新入会者は、その半期分について月割とする。

新入会に当たっては、クラブ参加負担金として50,000円を入会承認に先んじ納入すべきものとする。

但し、元何れかのロータリークラブ会員、及び退会1年に満たない元当クラブ会員の同一組織・企業からの入会者についてはクラブ参加負担金を半額とする。

第2節 例会費

例会費は、月額19,000円とし、支払いについては前月最終例会終了後に請求し、当月末日を期限とする。

ただし7月については、総会後に請求するものとする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条 活動目標の策定と継続

本クラブ理事会は、年度発足に当たり、本クラブの経常的目標を継承確認するとともに、その目標達成とその年度の独自の目標達成のため年次活動計画を策定する。会長エレクト、会長および直前会長は、年度の開始に当たって活動の継続と引き継ぎについて調整し、年次活動計画および委員会の構成に反映するよう努める。

第8条 クラブ委員会

クラブ委員会は、本クラブの年次活動計画を推進する責任を持つものであり、会長エレクト、会長および直前会長は目標の継続と計画の引き継ぎのためにこれに協力する。

第1節 クラブ委員会

a) 本クラブに次の5つの常任委員会を設ける。

- 会員増強委員会
- クラブ管理運営委員会
- 広報・記録委員会

● 奉仕プロジェクト委員会

● 財団関連活動委員会

- b) 会長は、理事会の承認の下に、前記の各委員会の他に、特に必要な特定分野を担当する特別委員会を設置することができる。
- c) 常任委員会の委員長は、それぞれ会長が理事の中から任命する。特別委員会の委員長は理事会によって任命される。
- d) 委員会は、委員長のほか、委員会内の特定分野を担当する担当リーダー、担当サプリーダー、および担当チーム委員によって構成し、これらは理事会によって任命される。
- e) 委員会の委員長は委員会活動全般に対して責任をもち、委員会内の各担当分野の連携と調整をはかり、担当リーダーの仕事を管理調整する任務をもち、委員会への理事会からの付託の反映と、この委員会から理事会への提案と報告の責任を持つ。
- f) 委員長は、委員会に付託された仕事の遂行のため必要な場合は、担当リーダーと協議の上、その仕事に限って担当チームを超えて委員会委員の協力を要請することができる。
- g) 委員会および特定分野を担当するために委員会内に設置する担当チームは、本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。
理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会ならびに担当チームは理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

第2節 常任委員会の担当分野

a) 会員増強委員会

会員増強委員会は、会員の入会促進と選考・職業分類、会員のロータリアンとしての資質強化、退会の防止等、クラブの最も重要な要素であるクラブ会員に関する事項を担当する委員会である。

この委員会に以下の担当分野を置く。

◎職業分類・会員増強担当

地域社会の職業分類を検討し、職業分類の原則に配慮して、充填未充填職業分類表を作成する。

また必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討し、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議する。絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために会員の協力を得て、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性などにおいて適当な人物の氏名を理事会に推薦する。

◎ロータリー情報担当

会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供するとともに、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を提供する。

b) クラブ管理運営委員会

クラブ管理運営委員会は、クラブの効率的な運営のため、会合への出席に関すること、あらゆる会合のプログラムに関すること、会場の設営や会場の監督に関すること、会員および家族などの親睦に関することなどを担当する。

この委員会に以下の担当分野を置く。

◎出席担当

すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、インターシティミーティング、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。
特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよい奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努める。

◎プログラム担当

本クラブの例会および理事会が要請するクラブの会合のためのプログラムを準備し、必要な手配をする。

◎親睦担当

会員間および家族間の知り合いと友誼を増進するために、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動を企画実行し、それへの参加を会員に奨励する。

c) 広報記録委員会

広報記録委員会は、広く一般世間に、ロータリーについての情報を提供し適切な宣伝を行うこと、会員にロータリー全般およびクラブの諸活動を周知し関心を高めること、クラブのあらゆる活動を資料として保存し必要に応じて公開することなどを担当する。委員会の各担当分野は協力連携して、クラブの理事会、各委員会、各担当分野、同好会からの活動情報を収集し、会報の充実、資料保存、雑誌への投稿、ウェブサイトの編成などをおこなう。

この委員会に以下の担当分野を置く。

◎クラブ会報・資料保存担当

クラブ週報の刊行によって、クラブの諸活動を周知し関心を高め、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝え、このことによって、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブの活性化を図る。また、クラブのあらゆる活動についての資料を保存し必要に応じて公開する。

◎雑誌担当

会員の「ロータリーの友」その他の広報誌に対する関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない人たちに雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てる。

◎広報担当

広く一般世間に、ロータリー、その歴史、目的および規模、活動内容に関する情報を提供し、本クラブおよびロータリー全般のために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施する。

d) 奉仕プロジェクト委員会

奉仕プロジェクト委員会は、地元地域社会から他国の地域社会に至る多様なニーズに応じて、職業的責務の遂行のため、および人道的・教育的・環境的な奉仕のためのプログラムの企画と実施を担当する。

この委員会に以下の担当分野を置く。

◎職業奉仕・経営研究担当

会員の職業責務遂行の水準を引き上げるうえに役立つ方策を考案しこれを実施する。職業奉仕の理念にもとづく健全な経営について、十分な時間をとりより深く具体的にその事例を研究する本クラブ独自の職業奉仕研究会である経営研究会を充実継続する。

◎社会奉仕担当

地域社会のニーズを検討し、援助を必要とする人々を支援すること、地域の現状を改善すること、地域の環境を改善することなど、会員の社会奉仕の遂行についてのプログラムを企画実行する。

◎青少年奉仕担当

青少年に関する地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することを目的とする。

◎国際奉仕・姉妹クラブ担当

会員が国際奉仕活動に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与える方策を考案しこれを実

施すること、また本クラブと姉妹提携している海外のクラブとの親睦及び共同奉仕に関する方策を考案しこれを実施する。

e) 財団関連活動委員会

財団関連活動委員会はロータリー財団や米山記念奨学会への資金的支援と関連する諸活動への支援と参加を担当する。この委員会に以下の担当分野を置く。

◎ロータリー財団担当

ロータリー財団の使命は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの目的とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解と平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。この使命を達成するために、年次寄付・恒久基金等の寄付を会員に働きかけるとともに、各種財団プログラムへの参加と協力を担当する。

◎米山記念奨学会担当

日本全国のロータリアンの寄付金を財源として、日本の大学・大学院で学ぶ外国人留学生に対して奨学金を支給する米山記念奨学会事業を推進・支援する役割を担い、留学生の本国と日本との交流を中心とする国際交流・国際理解という目的を積極的に推進し、奨学金の原資となる会員及び会員外の寄付金を勧奨する。又各国留学生の世話クラブとして、個々の奨学生の、経済的のみならず生活面・精神面の支援をする事によって奨学生との交流親善の向上をはかる。

第9条 クラブ戦略委員会

クラブ戦略委員会はクラブの長期的な戦略立案、国際ロータリー規定審議会の対応、クラブ定款・細則の変更に係る検討、事務局職員の就業規則並びに給与規定など、年度を跨ぐ事案及び当該年度の理事会が諮問した事案の検討を行い、理事会へ答申する。当該年度理事会の諮問委員会とし、理事役員には含めない。

委員会は、当該年度以前6年間の会長及び幹事の12名で構成し、委員長は最も経験の長い会長が務め、その年度の幹事が副委員長を務める。

また、当該年度の会長及び幹事は迅速な意思疎通ができるようオブザーバーとして参加する。

2008年7月に制定した、クラブ通年経常の目標は維持する。

第10条 出席規定の免除

出席規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものであり、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。

第11条 財務

第1節 銀行の指定

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 支払い

すべての勘定書は会計および幹事の署名する伝票に基づき、支払われるものとする。

第3節 資金の保証

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求した場合、保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 会計年度と分担金支払い基準会員数

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。RIに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数

に基づいて行われるものとする。

(注:半期の途中に入会した会員の雑誌講読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第5節 予算書の作成

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。

その予算は、理事会によって承認された後、費目ごとに支出の限度となるものとする。

但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第6節 監査

本クラブの会計事務について、毎年1回全面的な監査を行う事を目的に本クラブに元会長の中から総会で選出された2名の監査を置く。

第12条 会員の推薦・選考・入会の手続き

第1節 会員候補者の推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 会員資格の確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 推薦者への通知

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 説明と申し込み用紙の提出とクラブへの発表

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 入会の決定

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ正会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定めるクラブ参加負担金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。

異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定のクラブ参加負担金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 新入会員の入会

このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報担当は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供する。

第13条 決議

事のいかに問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第14条 議事の順序

本クラブ例会における議事の順序は原則として以下による。

- 開会宣言
- 来訪ゲストの紹介
- 来訪ロータリアンの紹介
- 来信および告示事項
- 各委員会報告
- 審議議事
- 卓話その他のプログラム
- 閉会

第15条 慶弔および記念品の贈呈

本クラブの慶弔及び記念品の贈呈についての規定を次のように定める。

- 1) 会員の誕生祝いを毎月第1例会にて行い記念品を贈る。
- 2) 配偶者の誕生日には記念品を贈る。配偶者故人の場合はお盆に供花する。
- 3) 連続出席100%の会員には、1年（初回のみ）、5年以上は5年毎に記念品を贈る。
- 4) 会長、副会長、幹事、副幹事の退任の際、記念品を贈り慰労する。
- 5) 会員の退会の際には記念品を贈る。
- 6) 会員が1ヶ月以上病床についた場合は見舞金として30,000円を贈る。
- 7) 会員死去の場合は香典（5,000円×会員数）、生花一对並びに弔電を敬供する。
- 8) 原則として退会6ヶ月以内の会員は会員の死去に準ずるものとする。
- 9) 会員の配偶者、一親等の死去の場合は香典（3,000円×会員数）、生花一对ならびに弔電を敬供する。

第16条 改正

本細則は、少なくとも6日前に改正を審議する旨予告した上で、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。細則の変更はクラブ定款およびRIの定款、細則と矛盾してはならないものとする。

(2002年7月8日制定)

(2003年7月14日改訂)

(2006年12月11日改訂)

(2010年12月13日改訂)

(2013年12月9日改訂)

(2016年12月12日改訂)

(2017年6月12日細則一部改訂)

(2020年4月6日改訂)

(2023年7月10日改訂)